

司法制度改革 ～検証と肉付けの年～

司法制度の大改革も昨年の臨時国会をもってほぼ立法作業は終了した。今般の司法制度改革は、国民にとって利用し易い、わかりやすい、頼り甲斐のある司法制度を目的としたものであった。既に施行されている制度もあるが、そのような制度についてはこの目的に添った運用がなされているか検証されなければならないし、今後施行される制度についてはこの目的に添うような肉付けと準備がなされなければならない。本年はそのような年である。本稿では今後施行される制度の中で、昨年の通常国会で成立した「裁判員制度」と「司法支援センター」について若干の問題点を指摘したい。

裁判員制度における裁判員と裁判官の数は、原則的に六名と三名、自白事件の場合は一定の要件の下に四名と一名とすることも可ということに落ち着いた。満二〇歳以上の国民から事件毎に無作為に抽出された裁判員がこのような構成で殺人、強盗致傷、現住建造物放火、傷害致死、危険運転致死等の重罪事件について、有罪・無罪と量刑の判断をすることになる。この制度は遅くとも平成二十一年五月までに施行されることになっており、目下この制度を支える法令等の整備がなされている。ところで裁判員制度の下では公判審理をわかりやすくかつ集約し、連日開廷で一週間以内には終了しなければならない。そのためには公判前に裁判所・弁護人・検察官の間で行われる証拠や争点の整理手続が充実したものとならなければならない。検察官は収集した証拠を弁護人に予め全て開示しなければならないし、弁護人にも十分な準備期間の保障と被告人との面談がスムーズにできるよう保釈制度の運用改善がなされなければならない。また、被疑者の取調べ状況を録画する等して、不当な取調べの存否を巡って延々と公判が続くようなことは避けなければならない。また、裁判所が自らの意見を裁判員に押しつけることのないよう評議のあり方について一定のルールを作らなければならない。更に、国民の皆様がこの制度を理解して頂くため十分な

トレーニングの機会も保障されなければならない。

司法支援センター制度は、東京に独立法人たる日本司法支援センター本部を、全国各地に支部を置き、①法による紛争解決制度の有効利用のための情報提供、②民事法律扶助業務、③国選弁護人の選任業務、④司法過疎地域における法律業務、⑥犯罪被害者の支援業務等を行おうとするものである。平成一八年四月にその業務開始を目指して目下法務省、日弁連、全国各弁護士会等でその準備が急ピッチで行われている。しかし、予算規模はかなり低額に押えられるのではないかといった悲観的な見方がされている。静岡県の場合、静岡市に支部を、浜松市、沼津市に支所を設置しない限り県民サービスは従来より低下することは目に見えている。ところが、東京都と福岡県以外は各道、府、県に一ヶ所ずつ支部を設置するのみであるといった報道もなされている。山梨県を例に出して申し訳ないが、同県の人口は約九〇万人であり、静岡県の三八〇万人の四分の一以下で、民事、刑事の事件数もほぼ同じ比率である。しかも静岡県は東西に長いことを考えればこの危惧を御理解頂けると思う。

司法制度改革が画龍点睛を欠き、掛け声だけに終らないことを願うのみである。

【平成17年1月6日 静岡新聞 朝刊 掲載】